

介護保険負担割合証等更新のお知らせ

問 地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033
佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134

お
知
ら
せ

介護保険負担割合証は、「利用者負担の割合」を記載した証明書です。前年所得によって毎年負担割合が決定されます。介護保険負担限度額認定証は、所得が低く食費・居住費の負担が難しい人が申請することで、その一部が介護保険から支給される制度の負担限度額を記載した認定証です。くわしくは、下記の表をご覧ください。

名 称	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	白色 	ピンク色 
現在の有効期限	7月31日まで	
更新の手続き	手続きは不要。 佐賀中部広域連合から新しい負担割合証を郵送します。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月3日～28日に、佐賀中部広域連合または地域包括支援課に更新の申請をしてください。
新しい証の到着	7月中旬	

※介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証・負担限度額認定証をケアマネジャーやサービス事業者に提示してください

後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格賦課係 ☎64-8476
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

すべての人が安心して医療を受けられるように負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から保険料の軽減制度が見直されます。

① 均等割の5割・2割軽減の減額基準の拡大

世帯（被保険者および世帯主）の所得状況（総所得金額等）			軽減後の均等割
2割	現行	33万円 + 50万円×世帯の被保険者数 以下	41,400円 (一人当たり)
	改正後	33万円 + 51万円×世帯の被保険者数 以下	
5割	現行	33万円 + 27.5万円×世帯の被保険者数 以下	25,900円 (一人当たり)
	改正後	33万円 + 28万円×世帯の被保険者数 以下	

② 軽減特例 均等割の9割軽減の見直し

9割軽減の対象であった人⇒8割軽減へ

③ 被用者保険（社会保険等）の被扶養者であった人の均等割軽減期間の変更

均等割額の5割軽減が、資格取得後2年間（24か月間）に限られます。

※所得の低い軽減措置に該当する場合は、軽減割合の大きい方が適用されます。

6月中旬に後期高齢者医療保険料を納入通知書でお知らせします